

## 公 示

次のとおり公募します。

令和5年4月20日

支出負担行為担当官

茨城労働局総務部長 近江 謙一

### 1 公募内容

電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。）第59条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する緊急作業又は電離則第7条の2第3項に定める特例緊急作業（以下「指定緊急作業等」という。）に従事し、又は従事した労働者については、「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成27年8月31日付け健康の保持増進のための指針公示第6号。以下「指針」という。）に基づき、事業者は、指定緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量が50ミリシーベルトを超えた者（以下「特定緊急作業従事者等」という。）に対し、その被ばく線量に応じて、おおむね1年ごとに1回、がん検診等を実施することとされている。

また、指針では、国は、特定緊急作業従事者等のうち、現に職業に就いていない者等の一定の要件を満たす者に対し、がん検診等の検査等に要する費用の全部又は一部を援助することとされている。

以上のことを踏まえ、今般、当該検査等を行う事業を公募により実施することとする。

### 2 事業名

特定緊急作業従事者等に対するがん検診等健康診断事業

### 3 事業内容

厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達「特定緊急作業従事者等に対するがん検診等に係る医療機関の指定等について」（平成28年2月22日付け基安発0222第1号 平成28年5月16日一部改正。）による。国が指定する検査は、指針第2の2の規定に基づく検査及び指針第5の3の規定に基づく一般健康診断に相当する検査とする。

#### 4 事業の実施期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

#### 5 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分などを受けていない者であること。

#### 6 特殊な技術等の条件

茨城県内に所在する医療機関で下記の選定基準等を満たしていること。なお、健康診断を専門とする医療機関等が白内障に関する眼の検査を実施する近隣の医療機関と契約を結び下記の要件を満たすことは差し支えないこと。

ア 国が指定する検査に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその検査を実施することができること。なお、電離則に基づく健康診断を実施している等、放射線に関する診断等に知識を有する医師が望ましいこと。また、白内障に関する眼の検査に関しては、日常的に眼科領域の診療等に従事している医師が行うことが望ましいこと。

イ 臨床検査技師等、国が指定する検査を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。

ウ 細隙灯頭微鏡<sup>さいげきとう</sup>や眼の水晶体の写真撮影機材等、検査の種類に応じて必要な設備が装備されており、また、公益社団法人全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、精度管理に努めていること。

#### 7 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、参加を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 令和5年5月10日
- (2) 意思表示先 茨城労働局労働基準部健康安全課  
(担当 主任衛生専門官)  
(電話：029-224-6215)
- (3) 意思表示方法 上記意思表示先へ「特殊緊急作業従事者等に対するが

ん検診等健康診断事業に係る医療機関指定の意思表示について」(別紙)を提出し、選定基準等の確認を受けること。なお、提出に当たっては、持参又は郵送によることとし、郵送する場合は書留とすること。電子ファイル、ファクシミリでの提出は受け付けない。

- (4) その他 契約書を除くすべての提出書類(契約関係書類)について押印を不要としているが、担当者等から提出される書類については、事業者として決定した正式な書類であると判断する。なお、押印を省略した書類に虚偽等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金の徴収等を適用する場合がある。

## 8 契約

### (1) 委託契約の締結

委託契約は、茨城労働局と選定された者の代表との間で別に提示する委託契約書に基づき締結する。

ただし、契約条件が合意しない場合には、委託契約を締結することができないこと。

### (2) 委託費の支払

委託医療機関が当該健康診断を実施した月の翌月の15日までに指定の様式で健康診断に要した費用請求を行い、茨城労働局が審査・確定した費用を支払う精算払となる。なお、健康診断費の単価等については別途定める。

## 9 再委託の制限

(1) 委託契約の全部を再委託することはできない。

(2) 委託契約の一部を再委託(委託契約の目的となる行為を第三者に委託、請け負わせることで、物品費等の支出は含まない。)する場合には、茨城労働局の承認を受けるものとする。

## 10 その他

(1) 委託手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 本事業の公募のために提出された書類の取扱

① 提出された書類は返却しない。

② 提出された書類は本事業の公募に関する目的以外には使用しない。

③ 作成及び提出に係る費用は全て応募者の負担とする。

11 照会先

住 所：〒310-8511 茨城県水戸市宮町1-8-31

担 当：茨城労働局労働基準部健康安全課  
(担当 主任衛生専門官 中村 剛)

電 話：029-224-6215

F A X：029-224-6273